

熊本都市計画地区計画の変更(益城町決定)

益城町馬水西原地区計画を次のように変更する。

名 称		益城町馬水西原地区計画
位 置		益城町大字馬水字西原の一部
面 積		約2.0ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、町の西部に位置し、市街化区域に隣接している地区である。本地区においては、低密度な住宅地としての環境整備を図ることにより、郊外型の良好な住宅地を創造することを目標とする。
	土地利用の方針	地区内道路の計画的な整備や公園の設置を行うことで、市街化調整区域の良好な住宅地として秩序ある都市的土地利用を図る。
	地区施設の整備の方針	地区施設として、道路、公園、調整池及びごみ置場を適切に配置する。
	建築物等の整備の方針	良好な住宅地を創出するために、建築物等の用途の制限、建ぺい率及び容積率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面位置の制限、高さの最高限度並びに美観上等からの垣若しくは柵の構造の制限を行う。
地区施設の配置及び規模	道路	道路 総延長 約797m 1号道路 幅員 6m・延長 約143m 2号道路 幅員 6m・延長 約206m 3号道路 幅員 6m・延長 約303m 4号道路 幅員 6m・延長 約14m 5号道路 幅員 8.5m・延長 約15m 6号道路 幅員 6m・延長 約31m 歩道 1号歩道 幅員 2.5m・延長 約28m 2号歩道 幅員 2.5m・延長 約26m 3号歩道 幅員 2.5m・延長 約31m
	公園・緑地・ごみ置場	公園1箇所 1号公園 約1,039㎡ 緑地2箇所 1号緑地 約27㎡ 2号緑地 約11㎡ ごみ置場3箇所 約27㎡
	調整池・排水施設・防火水槽	調整池1箇所 約653㎡ 排水施設1箇所 約13㎡ 防火水槽1箇所 約35㎡

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称	—
			区分の面積	—
		建築物等の用途の制限		①一戸建ての専用住宅 ②建築基準法別表第二(い)項第2号に掲げる建築物 ③長屋建て住宅(二戸以下) ④集会所
		建築物の容積率の最高限度		80%以内
		建築物の建ぺい率の最高限度		40%以内
		建築物の敷地面積の最低限度		200㎡以上
		壁面の位置の制限		道路境界及び敷地境界から1m以上後退すること。
		建築物の高さの最高限度		12m以下
		建築物等の形態又は意匠の制限		周辺地域の環境・景観に調和すること。
		垣若しくは柵の構造の制限		道路に面する部分の垣若しくは柵の構造は、生垣若しくは透視可能な柵等とし、周辺景観に調和すること。
		現存する樹林地、草地、水辺地等でそれを保全すべき区域		
	備 考			角地緩和 有

「区域, 地区の細区分の区域は計画図表示のとおり」

理由: 別紙理由書のとおり